

令和6年第9回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和6年9月25日（水）
開 会 午後1時25分 閉 会 午後2時05分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員（10人）
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑨高田外喜子 ⑩梶田 幸雄
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員（2人）
⑦松生 朋広 ⑧中村 武史
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（6人）
⑬梶谷 武史 ⑰川口 勝博 ⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇
⑳平内 義博 ㉑稲農 幹夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（6人）
⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸 ㉒濱名 猛
㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 非農地証明について
 - (4) 農用地利用集積計画について
 - (5) 農用地利用集積等促進計画案について
 - (6) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 9番 高田委員 1番 屋後委員
- 10 会議の結果
議案5件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 ただいまから、羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員の欠席届についてご報告申し上げます。7番、松生委員、8番、中村委員から欠席される旨の連絡を受けております。また、6番、山本委員から少し遅れる旨の連絡を受けておりますので、ただいまの出席委員は9名であり、過半数を超えておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いします。
会 長 （挨拶）
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議案についてご案内します前に、会長と会長職務代理者のところにタブレットが置いてあります。事務局もパソコンで、ペーパーレスを目指してやろうかなというような動きが少しずつあるので、試験

的にペーパーレス化を進めていきたいと思いますので、タブレットの台数は少ないですが、順次また皆さんが使えるような形で説明をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

お手元の議案書1ページをご覧ください。

今月の案件につきましては、議案5件、報告1件となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、会議を開きます。

本日の議事録署名員に、9番、高田委員、1番、屋後委員を指名します。

会議を始める前に、今回、特例で転用許可を不要とする案件があります。面積が1,000㎡を超えておりますので、全員で現地を確認したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、一旦、暫時休憩いたします。

(現 地 視 察)

議長 それでは、会議を再開いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをご覧ください。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は200㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町と〇〇町の田7筆で、面積は13,851㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、議案書3ページをご覧ください。

整理番号3番の申請地は〇〇町の田1筆と畑3筆で、合計面積は827㎡です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は104㎡です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

これは〇〇さんのお母さんが作っていた畑で、10年ほど前から地図で見えるように〇〇町の交差点のところで車の量も多くなり、10年ほど前から作ってもらっていて、最近お父さんが亡くなって〇〇さんの名義になって、それで全然こっちに畑が作られなくなったので、売買という形でなりました。両方とも納得で、今年のお盆にも話をしたいです。

議 長

ありがとうございます。

では、整理番号2番、3番、〇〇委員さん。

担当委員

本人と面談してきました。特にここに記載のとおりでございまして、問題はありません。

議 長

ありがとうございます。

整理番号4番、〇〇委員さん。

担当委員

譲受人の〇〇さんの宅地の横の畑で、この場所に〇〇さんの家庭菜園もしています。それから譲渡人の〇〇さんは、春に親が亡くなって財産整理していて、もう土地が要らないから〇〇さんにもらってくださいという話になって、特に問題はないということです。

議 長

ありがとうございます。

担当委員さん、それぞれご異議なしということなんですが、何かご意見ございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、異議なしと認め、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。
議案書8ページをご覧ください。
整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は258㎡です。
位置図は9ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。
転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。
申請地は、農振地域外で、第1種住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。
なお、生産組合の同意を得ております。
事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
担当委員 担当委員さんのご意見を伺います。〇〇委員さん。

担当委員 この件について、生産組合同意の折、事実確認いたしました。特に問題ございませんでした。

議長 ありがとうございます。
担当委員もご異議なしということですが、何か委員さん、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。
次に、「議案第3号 非農地証明について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 非農地証明について」ご説明します。
議案書10ページをご覧ください。
申請地は〇〇町の畑3筆で、面積は2,000㎡です。
申請人は議案書に記載のとおりです。
位置図は11ページをご覧ください。
申請地の周辺は現況、地目ともに山林となっており、長年耕作されていない状況となっております。
非農地として周辺の影響はないと考えられることから、証明願いの許可は妥当と判断します。
事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんのご意見を伺います。〇〇委員さん。

担当委員 先般、現地の確認に行ってまいりました。場所は地図のとおり、里山海道と自転車道路のちょうど脇にあるわけでありまして、現地は山林にもう既になってしまっているような状況です。畑地になるような状況ではない

ということだけを確認させていただきます。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんもお異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積計画について」ご説明します。議案書14ページをご覧ください。利用権設定の概要です。今回は田15筆の設定があり、合計面積は24,791㎡です。権利設定期間別に見ますと、田については10年が15筆となります。申請件数は、貸し手農家が5件、借り手農家が2件となります。各筆明細の一覧については、議案書15ページに記載しております。申請件数は5件で、新規設定が15筆です。案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。何かご意見があればよろしくお願いします。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は、原案どおり承認することに決定いたします。次に、「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について」ご説明します。議案書16ページをご覧ください。今回は、田2筆、畑22筆の設定があり、合計面積は24,840平方メートルです。議案書16ページの整理番号1につきましては、農地中間管理機構を利用した集積成績計画一括方式によるものです。議案書17ページから18ページの整理番号2については、耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第5号について事務局より説明がありました。何かこのことについてご意見があればお願いします。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第5号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書19ページから20ページをご覧ください。

今回解約される農地は、田21筆と畑1筆で、合計面積は26,270㎡です。対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま「報告第1号」について事務局より報告がありました。これについて何かご意見があればお願いします。

全 委 員 なし。

議 長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人